

東京圏（第29回）・関西圏（第23回）・新潟市（第12回）
・養父市（第15回）・福岡市・北九州市（第23回）
・仙台市（第14回）・愛知県（第11回）
国家戦略特別区域会議 合同会議 議事要旨

1. 日時 令和2年2月28日（金）16:59～17:47

2. 場所 中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席

<自治体>

小池 百合子 東京都知事（代理：米津 雅史 東京都戦略政策情報推進本部
特区推進担当部長）
黒岩 祐治 神奈川県知事
福田 紀彦 川崎市市長（代理：鈴木 毅 川崎市臨海部国際戦略本部長）
西脇 隆俊 京都府知事（代理：上井 圭一郎 京都府商工労働観光部ものづ
くり振興課イノベーション人材育成推進担当課長）
中原 八一 新潟市長
広瀬 栄 養父市長（代理：山下 吉正 養父市副市長）
北橋 健治 北九州市市長（代理：小杉 繁樹 北九州市企画調整局地方創生
推進室長）
郡 和子 仙台市長（代理：梅内 淳 仙台市まちづくり政策局次長）
大村 秀章 愛知県知事（代理：荒川 潤 愛知県政策企画局政策調整監）
後藤 雅将 Axcelead Drug Discovery Partners株式会社
統合生物 Therapeutic Area リサーチマネージャー
増田 重巳 ミネベアミツミ株式会社
技術開発部門研究開発Div. 機能技術開発部4課長
高階 秋弘 養父町開発株式会社総務部総務部長

<内閣府>

山崎 重孝 内閣府事務次官

<有識者>

八田 達夫 国家戦略特区ワーキンググループ 座長

原 英史 国家戦略特区ワーキンググループ 座長代理
阿曾沼 元博 国家戦略特区ワーキンググループ 委員
本間 正義 国家戦略特区ワーキンググループ 委員
八代 尚宏 国家戦略特区ワーキンググループ 委員
秋山 咲恵 養父市特区推進共同事務局長
兼 国家戦略特区ワーキンググループ 委員
中川 雅之 東京特区推進共同事務局長
兼 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

<事務局>

海堀 安喜 内閣府地方創生推進事務局長
村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官

4. 議題

- (1) 認定申請を行う区域計画（案）について
- (2) その他

5. 配布資料

資料1-1 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-2 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-3 新潟市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-4 養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-5 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-6 仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-7 愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料2-1 東京都提出資料
資料2-2 東京都提案参考資料
資料3 神奈川県提出資料
資料4 川崎市提出資料
資料5 京都府提出資料
資料6 新潟市提出資料
資料7 養父市提出資料
資料8 北九州市提出資料

資料 9	仙台市提出資料
資料10	愛知県提出資料
参考資料	国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿

○黒田参事官 それでは、定刻より少々前でございますが、皆様お集まりでございますので、ただ今より、東京圏、関西圏、新潟市、養父市、福岡市・北九州市、仙台市、愛知県の国家戦略特別区域会議合同会議を開催いたします。

本日、政務三役は急遽、国会により欠席となります。

また、川崎市長は急遽、欠席となっております。

その他の出席者につきましては、お手元の参考資料を御参照ください。

始めに、北村大臣の挨拶を事務局長の海堀より代読させていただきます。

○海堀事務局長 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しいところをお集まりいただき、誠にありがとうございます。日頃、皆様の御尽力に心から感謝を申し上げたいと思います。

本日は、本来であれば北村大臣が出席するところでしたが、現在、16時半から令和2年度の予算審議、最終的な本会議が始まっておりますので、政務三役全員欠席ということで、私のほうから簡単に御挨拶をさせていただきます。

特区の関係でございますが、2月4日にスーパーシティ構想やサンドボックス制度を含みます国家戦略特別区域法の一部改正する法律案を閣議決定し、本通常国会に提出をさせていただいております。まさに国家戦略特区制度が次のステージに進む、非常に重要な時期を迎えていると考えているところでございます。新たな制度の早期実現を図るとともに、皆様から御提案をいただいた規制改革項目についても、その実現にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き積極的な御提案をよろしくお願い申し上げます。

本日は、7区域から計9事業について区域計画案を提出いただき、御審議いただくことになっております。有意義かつ忌憚のない御議論をお願い申し上げ、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

○黒田参事官 海堀事務局長、ありがとうございました。

プレスの皆様は御退室願います。

(報道関係者退室)

○黒田参事官 それでは、本日の議題、認定申請を行う区域計画(案)につきまして、御審議いただきます。

区域ごとに事務局から計画案を御説明し、その後、各自治体、民間事業者の方から追加の規制改革提案を含め御発言いただきたいと思ひます。

なお、各区域の計画案につきましては、時間の都合上、恐縮でございますが、まとめて御審議いただきたいと思ひます。

まずは、東京圏について、事務局より御説明いたします。

○村上審議官 私の方から2点ほど御説明事項がございます。

まず、第1には、東京都の今回の御出席の取扱い、具体的には実は、結果的に区域計画の認定事案がなくなりましたので、その経緯を一言御説明申し上げます。

本来、今回、東京都は二国間協定に基づく外国医師の業務解禁の特例措置、これを区域計画認定する予定で作業を進め、厚生労働省とも協議をしておりましたが、詳細の経緯は若干分からぬ部分もあるのですが、結果として厚生労働省の方から、本件については、その実施に当たり区域計画の変更と認定は特に必要ないという返事が最終的に返ってまいりました。

このため、今回、東京都については、直前になりまして、区域計画の変更を検討していたものの、その必要がないという結論になったという特殊な経緯があったことを踏まえ、今回、区域会議への出席を、それも含めお願いをした、こういう次第でございます。

引き続き、本特例措置の実施に当たって必要な具体的手続等については、改めて厚生労働省等でしっかりと整理をする。今回、どういう経緯でこういうことになったのかにつきましても、他の自治体の皆さんにも御活用いただきたい面もあるものですから、改めてしっかりと整理をした上で御連絡を申し上げたい。このように思っております。

2点目でございます。資料1-1を御覧ください。東京圏のうち神奈川県の部分で、2(26)の血液法の特例について、Axcelead Drug Discovery Partners株式会社のほうから、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、ヒト体細胞加工研究用具を製造するものでございます。

事務局からは以上でございます。

○黒田参事官 それでは、東京都、米津戦略政策情報推進本部特区推進担当部長より御発言をお願いいたします。

○米津部長 それでは、資料2-1、東京都提出資料を御覧ください。

「外国人理容師の就労拡大」についてでございます。現在、日本の理容学校で学ぶ外国人は、理容師免許を取得しても日本で理容師として働くことができません。そこで、インバウンド需要への対応や日本の理容技術の海外発信を担う人材として育成していくため、外国人理容師の日本での就労を可能とする新たな規制改革を提案いたします。これによりまして、以前に提案いたしました「外国人美容師の就労拡大」と併せまして、日本の高い理美容技術が広く海外に伝わり、クールジャパンの観点で魅力発信に寄与することが期待

されます。

当方からは以上でございます。

○黒田参事官 続きまして、東京特区推進共同事務局、中川事務局長より御発言をお願いいたします。

○中川事務局長 今、米津部長のほうから御説明ありましたように、今回、理容師の就労についての特区認定に関する要望を差し上げておりますけれども、これは美容師につきましても同趣旨のお願いをしておりますして、関係各方面で非常に精力的に御尽力いただいているところでございます。理容につきましても、効果、それから、ニーズにつきましては同じように高いものでございますので、どうかお進めいただきますようお願い申し上げます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

続きまして、神奈川県、黒岩知事より御発言をお願いいたします。

○黒岩知事 それでは、資料を見ていただきたいと思います。

資料の1ページをお開きください。血液由来特定研究用具製造事業であります。この事業はヒト体細胞加工研究用具の業としての製造を行うものであります。

実施体制としましては、Axcelead社がHAB研究機構にボランティアドナーからの採血を委託し、事業を実施いたします。

事業イメージですが、右のほうを御覧いただきまして、Axcelead社がベンチャー企業等から業として受託した、血液を利用する評価試験の内容に合わせた特定研究用具を製造し、評価試験を行い、その結果を納入するものであります。

現在、この血液を用いた研究開発、これは研究目的にしか認められていないことから、学術機関や大手製薬企業の研究所等に限定されております。この提案が実現いたしますと、ベンチャー企業等の小規模な事業者におきましても、血液を用いた研究開発を進めることが可能となりますので、研究開発の加速化が期待できると考えております。

次のページを御覧いただきたいと思います。未病を改善し行動変容を促すための規制緩和の提案であります。近年の研究では、腸内環境やたんぱく質から未病状態を解析し、罹患リスクを計測することが可能となっております。しかし、疾患名や罹患リスクを提示することは、健康寿命延伸産業における新事業活動のガイドラインによって規制されておまして、新たなサービスを開始することができません。

そこで、ヒトへの臨床研究など学術上の根拠を有するものにつきましては、行動変容に直接つながる情報の提供を可能とするよう提案いたします。

実現後の効果ですけれども、民間サービスにより手軽に自身の未病状態を確認することができ、罹患の可能性がある場合には早期に受診できることで、早期発見・早期治療につながるということが可能となります。こうした行動変容を促す情報提供が可能となれば、未病改

善に大きく資することが期待できます。右の図は先端技術と提供情報の例であります、未病を改善し、健康増進を図る行動変容を促す情報の提供ですが、詳細は資料を御覧いただきたいと思ひます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

また、胃がん検診におけるAI医療機器の臨床使用の規制緩和を提案いたします。詳細は川崎市から提案があります。

以上です。

○黒田参事官 ありがとうございます。

続きまして、Axcelead Drug Discovery Partners株式会社、後藤様より御発言をお願ひいたします。

○後藤マネージャー Axceleadの後藤です。

弊社は、日本初の創薬ソリューションプロバイダーとして、基礎研究から臨床応用研究へ橋渡しをすることを事業として展開しております。

これまでに新鮮血を用いる御相談を多くいただいておりますが、現行法では業として実施できないため、お断りをしておりました。今回の認定申請により事業が可能となれば、ベンチャー企業を始め多くのニーズに対応でき、研究の加速化に貢献できると期待しております。

よろしくお願ひします。

○黒田参事官 ありがとうございます。

続きまして、川崎市、鈴木臨海部国際戦略本部長より御発言をお願ひいたします。

○鈴木本部長 川崎市でございます。市長の福田が出席の予定でございましたが、急用のため、代理の臨海部国際戦略本部長の鈴木より説明をさせていただきます。

資料4の2ページをお開き願ひます。胃がん検診におけるAI医療機器の臨床使用の規制緩和について御提案をさせていただきます。消化器がんの早期発見・早期治療は大変重要でございます。また、内視鏡検査は早期発見のための重要な検査方法でございます。内視鏡による胃がん検診では、専門医がダブルチェックを行っておりますが、専門医の数は慢性的に不足しておりまして、二次読影における医療現場の負担が大きく増えております。

こうした課題解決のためには、医師をサポートするAI医療機器の活用が有効であると考へておきまして、AIの特性であるディープラーニングに基づく性能向上を最大限に活かすことができるよう、胃がん検診におけるAI医療機器の臨床使用の規制緩和といたしまして、資料中段の囲み部分に赤字で示しております3点の内容を提案させていただくものでございます。

今回改正されます薬機法で一部は解決される部分もあろうかと存じますけれども、AI医療機器を有効に活用することで内視鏡検査の読影精度向上、現場医療関係者の負担軽減が実現でき、がんの早期発見・早期治療にも大きく寄与するものと考えておりますので、ど

うぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次に、関西圏の計画案について、事務局から御説明いたします。

○村上審議官 資料1-2を御覧ください。2(12)の特定実験試験局制度に関する特例ということで、申請から即日、免許発給を可能とするものでありますが、今回はミネベアミツミ株式会社及び京都大学が本特例を活用して、府内のトンネルで無線電力送電の充電や給電の実証実験を進めるということで計画をされていると承知をしております。

以上です。

○黒田参事官 本件につきまして、京都府、上井商工労働観光部ものづくり振興課イノベーション人材育成推進担当課長より御発言をお願いいたします。

○上井課長 京都府でございます。資料5に記載の「特定実験試験局制度に関する特例」について御説明申し上げます。資料をお開きください。ミネベアミツミ株式会社及び京都大学においてトンネル内での無線給電の実証事業を実施するものです。本特例を活用することで、無線電力を用いた遠隔でのボルトの緩み監視・災害予防・保全作業の簡易化につながり、スマートインフラによる点検コストの大幅な削減が可能になります。

続きまして、次のページをお開きください。現在、京都府から提案させていただいております主な提案内容でございます。

まず、保険診療との併用が認められていないクラスIの医療機器であっても、術前支援など手術と補完的な関係をなす医療ニーズの高い製品に限り、患者負担での使用を認めていただくことや、特区で既にメニュー化されている医療機器・医薬品に加えて、京都で事業化が進む再生医療等製品についても、特区において迅速な開発を後押ししていくことなどを提案しております。

これら提案事項の早期実現につきましても、何卒よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

続きまして、ミネベアミツミ株式会社、増田様より御発言をお願いいたします。

○増田課長 事業内容については、京都府からの説明のとおりです。

京都府の資料にございますように、京都大学が誇る世界最先端の技術であるマイクロ波無線電力伝送の技術を活用した、手作業のない予防点検・持続可能なスマートインフラの実現に向けて取り組んでまいります。特定実験試験局の手続が加速することで、世界に先駆けた実証実験の円滑な実施が可能になります。無線電力を用いた最先端の研究成果を社会実装すべく、取組を進めてまいります。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次に、新潟市の計画案について、事務局から御説明いたします。

○村上審議官 資料1-3を御覧ください。4(2)の近未来技術実証ワンストップセンターの設置についてですが、今回は農業分野において、AI・IoT、農機の自動運転、小型無人機等を活用した実証実験の促進のために、相談対応、情報提供、関係機関や地元関係者との調整などの支援を行う新潟市革新的農業実証支援ワンストップセンターを設置するものと承知をしております。

以上です。

○黒田参事官 本件につきまして、新潟市、中原市長より御発言をお願いいたします。

○中原市長 新潟市長の中原でございます。お配りいたしました資料6、新潟市提案資料を御覧いただきたいと思います。

今回、新潟市から提案させていただきます規制改革事項は、新潟市革新的農業実証支援ワンストップセンターの設置に係る認定申請でございます。新潟市では、国家戦略特区の指定以降、革新的技術を有する大手企業や農業ベンチャーが連携をいたしまして、スマート農業技術の開発・実証に係る様々な実証実験に取り組んでまいりました。

令和元年度は、これらの取組をさらに加速・深化させるために、新潟市と関係府省庁である、内閣府、警察庁、農林水産省、総務省、国土交通省とで新潟市革新的農業実証支援ワンストップセンターを共同開設し、構想段階から実施に至るまでの相談窓口を一元化することで、農業分野に特化した実証実験を支援していきます。

次いで、令和2年度は、国が創設を検討しておりますレギュラトリーサンドボックス制度を活用し、道路交通法、航空法、電波法など、実証実験に必要な関係法令の許認可手続を簡素化することで、新技術の開発・実証支援及びスマート農業の普及推進につなげていきたいと考えています。

最後になりますけれども、2ページ目でございますが、新潟市では、企業の農業参入を促進するため、現在、全国展開されております法人の役員要件の緩和を当時、全国で初めて活用するなど、農業者と企業が共同出資する特例農業法人の設立を支援してまいりました。

今後も、既存メニューの活用と併せ、新たな規制改革事項を提案していくことで、地域農業の主たる担い手であります農地所有適格法人の経営基盤強化を図るとともに、企業側の議決権緩和による農地所有など、法人の新たな事業領域の拡大に向けて検討を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次に、養父市の計画案について、事務局から御説明いたします。

○村上審議官 資料1-4を御覧ください。2(7)の企業による農地取得の特例についてであります。本事業は、企業が農地を取得して長期的・安定的な経営基盤を確保した上で、大規模な投資や6次産業化など思い切った事業展開を行いやすくするもので、今回は、養父町開発株式会社で6件目ということでございます。これによる、企業が有する資金力や販路の確保などの経営ノウハウを農業に活用し、国際競争力の強化、担い手不足の解消、耕作放棄地の問題解決などにつながるといったところを期待しているところでございます。

以上です。

○黒田参事官 本件につきまして、養父市、山下副市長より御発言をお願いいたします。

○山下副市長 養父市の山下でございます。広瀬市長の熱い思いをお届けさせていただきたいと思っております。本日は、新たな法人農地取得事業の活用について御提案を申し上げるものでございます。

本市は、日本の近代養蚕業の礎を築いたまちとして、養蚕業の復活を目指し、プロジェクトをスタートさせました。取得予定の農地で桑を栽培し、新しい養蚕業のモデルを確立してまいります。

これまで、本特例の活用により休耕田を再生し、酒米やニンニクなどの産地化を図るなど地域経済の活性化に寄与しております。また、農地取得により、責任ある地域の農家、コミュニティの一員として地域住民から再認識され、限界集落の蘇生という大きな効果を生み出しております。法人農地取得事業は、耕作放棄地の増加が急激に進行する中山間の農業、農村生活を守る有効かつ革新的手法であることは養父市の成果を見れば明らかでございます。法人農地取得事業の時限立法は令和3年8月末とされています。この制度は旧弊な農地制度を根底から覆す変革であり、定着するまでには一定の期間を要すると理解しております。養父市が実証した成果を踏まえ、制度の広域的な発展と拡充に向けて早急に議論をお願いしたいと思います。

さらに1点、新型コロナウイルスの状況を見ますと、感染症拡大防止について、養父市が提案している完全自宅型インフルエンザオンライン診療は有効な手段と考えております。早期の実現をお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○黒田参事官 ありがとうございました。

続きまして、養父町開発株式会社、高階様より御発言をお願いいたします。

○高階部長 養父町開発の高階です。資料7の1ページを御覧ください。

弊社は、日本の近代養蚕業の基礎を作った上垣守国の生誕地である養父市において、企業、社会福祉法人、農業高校等が連携した新たな養蚕業のモデルを確立し、地域経済の活性化に寄与するべく桑畑の整備に着手します。そのために農地を取得し、地域に根差した事業を展開したいと考えています。

どうぞよろしくお願いいたします。

○黒田参事官 ありがとうございます。

続きまして、養父市特区推進共同事務局、秋山事務局長より御発言をお願いいたします。

○秋山事務局長 秋山でございます。今、御報告がございましたように、養父市では、規制改革の中でも岩盤中の岩盤規制と言われていた企業の農地所有について、中山間地における農業の担い手を呼び込む効果を着実に上げておられます。

先ほどコメントがございましたように、ただし、この規制改革につきましては、現在、期限のある措置となっております。この国家戦略特区の制度の創設の精神から言えば、既にこういう形で効果を上げている事例を鑑みまして、できればこの期限を撤廃する形で全国横展開の道を開くということ、最悪でも期限の延長をして、さらなる積極的な取組を進めていただくことには大変意義があると思っております。そのように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、福岡市・北九州市の計画案について、事務局から説明いたします。

○村上審議官 資料1-5を御覧ください。2(15)の海外大学卒業留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例についてでございます。これはつい先日実現したばかりの措置で、同じ外国人留学生でも日本の大学や日本の専門学校を卒業した人は、最大1年間の就職期間を認められるのですが、海外の大学を卒業して日本語学校に来ている人は、日本語学校在学中でないと資格が切れる。これを同等に、最大1年間までという制度が先達て実現をしまして、これを今回、北九州市において、早速全国初活用する。こういうものでございます。

次に、4(8)の開業ワンストップセンターの設置についてで、こちらは創業時に必要な各種申請の窓口と連携し、手続の相談申請をオンラインかつワンストップで総合的に行うものということで、北九州市において、北九州市が実施する創業支援施策との相乗効果が期待されつつ実現するものでございます。

私からは以上でございます。

○黒田参事官 本件につきまして、北九州市、小杉企画調整局地方創生推進室長より御発言をお願いいたします。

○小杉室長 北九州市でございます。

まず、資料の表紙で、これは北九州市が特区を活用して設置しました実証ワンストップセンターの成果として、NTTドコモとの連携協定に基づく、5G、ビッグデータを活用した実証や、北九州空港のエアポートバス路線における自動運転バスのプレ実証が開始されたことをPRさせていただいているものでございます。

では、資料8の1ページを御覧ください。本日は、区域計画の認定を2件申請させていただいております。

まず、海外大学卒業留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例でございます。こちらは本市の提案が特区として実現し、全国で初めて活用となるものでございます。皆様には多大なる御尽力を賜りまして、この場を借りて深く感謝申し上げます。

2ページを御覧ください。次に、北九州市開業ワンストップセンターの設置についてでございます。本市の創業支援施設で、JR小倉駅に近い利便性の高いCOMPASS小倉に設置しまして、開業に関するオンライン申請を支援することによりまして、日本一起業家に優しいまちを目指してまいりたいというものでございます。

3ページを御覧ください。最後に、新たな規制緩和として、電波法・広帯域電力線搬送通信設備に関する規制緩和を昨年5月に提案したことをここで報告させていただくものでございます。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次に、仙台市の計画案について、事務局から御説明いたします。

○村上審議官 資料1-6を御覧ください。2(10)のテレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例についてであります。これはまさに遠隔診療によって処方された処方箋を、市町村が必要な措置を講ずる特定区域に居住する者に対してテレビ電話を用いる服薬指導を行うことを可能とするということで、仙台市において、診療中断による重篤化の防止等々色々効果が期待されているところでございます。

以上です。

○黒田参事官 本件につきまして、仙台市、梅内まちづくり政策局次長より御発言をお願いいたします。

○梅内次長 仙台市でございます。

本日の申請、資料の1ページでございます。オンライン服薬指導の実施でございます。

オンライン診療につきまして、昨年の4月、区域会議におきまして保険適用要件の緩和と対象疾患の拡充を御提案しましたけれども、この度、オンライン診療の普及に向けた有用性・安全性の検証のため、特区のオンライン服薬指導を組み合わせ、一気通貫の実証実験を行いたいと考えているところでございます。

次のページで、御参考でございます。昨年11月に開設しました近未来技術実証ワンストップセンターで、仙台城跡でAIを活用しましたチャットボットサービスを開始いたしました。また、太陽光発電によるEV車の実証実験、仙台と東京のイベントで特区の普及啓発を行っているところでございます。

今後とも、遠隔医療等、地方が抱える課題解決に取り組んでまいります。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次に、愛知県の計画案について、事務局から御説明いたします。

○村上審議官 資料1-7を御覧ください。4(3)の愛知県行政支援窓口の設置で、愛知県においても開業ワンストップ支援センターとして愛知県行政支援窓口を設置し、創業の相談から申請までの一気通貫でのサポートを実現するものであります。

次に、4(4)の人材流動化支援施設の設置についてであります。こちらは創業者が事業実施するための採用・就職を援助する施設を設置し、企業による人材確保を支援するものと承知しております。

以上です。

○黒田参事官 本件につきまして、愛知県、荒川政策企画局政策調整監より御発言をお願いいたします。

○荒川調整監 愛知県でございます。

今回、区域会議への位置付けをお願いしております、愛知県行政支援窓口及び愛知県人材流動化支援窓口について御説明いたします。お手元の資料10の1ページ上段を御覧ください。愛知県では、国内最大級のスタートアップ支援拠点であるステーションAiの整備を進めております。また、その間の切れ目のない総合的な支援を実施するための早期支援拠点を本年1月に開設したところです。

続きまして、2ページ上段を御覧ください。この早期支援拠点では、現在、起業家の施設入居などの支援を行っております。起業手続等に必要なワンストップ窓口を新たに設置することで、起業手続の迅速化、スタートアップの創出につなげていきたいと考えております。

続きまして、3ページ中段を御覧ください。早期支援拠点に人材流動化支援窓口を設置しますことで、スタートアップの事業実施に必要な専門的スキル等を有する人材が事業に関わる仕組みを構築するとともに、スタートアップの人材交流やマッチングのためのPRイベントを開催するなどスタートアップへの支援を強化してまいります。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、民間有識者の方々を含め、御意見を伺いたいと思います。どなたからでも結構でございます。

では、八田先生、よろしく申し上げます。

○八田座長 どうもありがとうございました。様々な意欲的な提案を伺うことができました。

今日は、養父市の企業の農地取得の特例を他の特区にも適用してもらいたいという提案がございましたので、それについて一言発言させていただきたいと思います。

特区というものは、皆さん御存じのように、基本的には、特区法を設定して、それによって既存の法律、例えば農地法、の特定の条項は特区においては適用せず、その代わりに特区で適用される条項を定めて改革を推進していくものです。したがって、特区での改革がなされると、全国全ての特区で元の法律の条項は適用されないことになります。

ところが、養父市で行われた企業の農地取得に関する改革は、この原則に照らすと極めて異例な形で行われました。この改革は、養父市だけで5年間だけ実験してよい。という形で行われたわけです。政治的な抵抗が強かったために、念には念を押してということだったと思います。

この岩盤規制を擁護するために、農林水産省が元々挙げた根拠は、「企業が農地を取得すれば、産廃の置き場や耕作放棄地になり得る」というものでした。そこで、養父市はそれが起きないように手立てを考えて、この実験をしたわけです。その結果、産廃も、耕作放棄地も全く起きませんでした。それどころか、耕作放棄地の減少、雇用の増進のような良い結果が生まれたわけです。ポイントは、元々危惧されていたことが全く何も起きなかったことです。実験は成功したのです。これが成功したのに、これを横展開しないことはあり得ないと思います。これは岩盤規制中の岩盤規制でありますから、我々は、これには注力して養父の改革を横展開すべきだと思うのです。

かつて、神奈川県黒岩知事は、保育士の試験を2回やるという岩盤規制改革を、勇気を奮ってイニシアティブをとってくださったことがあります。すると、他の特区も我も我もと続きました。結果、厚生労働省は、試験の二回化を特区を越えて全国展開することにしました。この農地取得に関しても、それと同じことを繰り返さなければいけない。そういう重要性のある改革だと思います。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、本間先生、よろしくお願ひいたします。

○本間委員 全く同じ意見で、ちょっと補足させていただきたいのですけれども、だいぶ農業の状況も変わってきまして、農業のリスクをマネジメントする上においても、資金力のある企業、株式会社等の参入を期待する声は農業側からも上がっております。新規参入に関しても、農家は独り立ちして、すぐ儲けるということはなかなかできない。始めに企業に入ってきてもらって、その企業が雇う形で新規参入を増やしていく。そういう方向も一つあるということで、そういうニーズも踏まえた上で、もっと企業の農業参入、そして、農地取得を実現して行ってほしいと思っております。

それに関連して、新潟市の農地所有適格法人の規制緩和、これも非常に素晴らしい取組で、是非実現して行ってほしいと思うのですけれども、これに加えて、一歩進んで、やはり株式会社そのものを導入すると言いますか、株式会社の農地取得を新潟市の方でも認めていくような事例があるともっといいのではないかと考えております。これは、養父市の

方は中山間地における企業参入のモデルで、新潟市の場合には、平場における農業の新しいあり方を模索していただきたい。その意味においては、まさに平場における企業の参入の仕方、あるいは企業がどのような農業展開できるか、スマート農業等で今、資金力も要求されているわけですし、企業と農家、それから、地方の自治体が一体となって農業を成長産業に持っていくといういい機会ではないかと思っておりますので、その辺り、もう一つ踏み込んで御提案、御議論をしていただければと思います。

○黒田参事官 八代先生、よろしいでしょうか。

○八代委員 先ほど八田座長が言われたみたいに、なぜ保育士の地域限定がうまく行ったかと言うと、色んな地域から同じ提案が出されたので、それが追い風になったということがあるのではないかと思います。この企業の農地取得というものは養父市だけがこれまで言ってきたわけで、他の地域からは全くそういう御発言がなかったのではないかと思いますので、これは是非サポートする上からも、同じような御提案を同時にいただければいいのではないかと思います。

それに関して、これは逆の例ですが、東京都の外国人理容師の就労拡大、これはかなり画期的なものだと思います。また、先ほどの事務局の御説明を念のため確認なのですが、厚生労働省は二国間協定に基づく外国医師の業務解禁の特例を活用するために特区法は要らないということは、これは特区でなくても、東京都だけではなくて全国どこでもこれが実現することが確認されたのかということですか。そうであれば、他の自治体は特に何も申請しなくても、自動的に何年度からこの二国間協定に基づく外国医師の業務を解禁できるのか、そこを必ず明確にしてやらないと中途半端なことになってしまいます。

それで、これは構造改革特区でも昔あったことなのですが、仮に特区でなくてもこういうことができるから、では、特区の意味がないのかと言うと、そうではないわけです。構造改革特区の場合でも、特区認定がされそうだと、各省はこんなみっともない規制があったのかというのは全国に知られるのが嫌なので、こっそりと全国展開してしまうということがたくさんあったわけです。まさに無用の規制をなくすために、まず、特区で申請する。そうすると、それが自動的に全国に広がるという道が開けるわけで、これがそのいいテストケースだとすれば、こちら是非特区から全国展開というルートを確立するための一つの大きな柱になるのではないかと思いますので、是非よろしく願いいたします。

○黒田参事官 では、今の点につきまして、村上審議官からお願いします。

○村上審議官 二国間協定に基づく外国医師の業務解禁については、八代先生のおっしゃるとおりだと思います。

外国人理容師の就労拡大については若干テクニカルなので、すぐこの場で2点ございます。

まず、法改正は必要ございませんというのは先生の御指摘のとおりで、これは特区法で

やっておりますクールジャパンの外国人の措置が上陸許可基準に関する特例だからでございます。今回、理容学校・美容学校を卒業した子が国内にいた状態で在留資格を切替えて残れるかどうかという問題でございますので、したがって、要するに、一回帰国していないものですから、上陸許可基準に係る今の特区法の特例措置をいじる必要はない。そうではなくて、入国管理局の権限の世界の中の話であろう。これが1点目でございます。

ただし、2点目でございます。現状では、美容師も理容師も、切替える先の資格がまだございません。先行している美容師のほうで、今、議論しているのは、これに対応する特定活動の類型を省令上創設することによって引き取るというところがどこまでできますかということで、今、詳細調整を最終段階でしているところでございます。理容師につきましても今回御提案をいただきましたので、おそらく同様の議論をして、省令上の特定活動の新設をして、新しい在留資格ができれば、いずれにせよ、法改正はしない状態で、卒業生が国家資格を取った段階で、新しく創設された特定活動の資格のほうに在留資格を変更するという手続をする。繰り返してございますが、在留資格の国内に在留した状態での変更になるという意味では、法改正は要らない。ただし、引越し先となる在留資格の特定活動の創設そのものは必要ですので、これにつきましては、特区における特定活動の措置を創設する方向で美容師の議論が今、進んでおりますので、理容師につきましても、同様な話の展開になることが現時点で想像される。こういう状況でございます。若干テクニカルで、申し訳ございません。

以上でございます。

○八代委員 要するに、大雑把に言えば、交渉相手が厚生労働省から法務省に変わるということによろしいのですね。

○村上審議官 はい。最終的には、これは美容師で言えば、全国美容師連合会、おそらく理容師で言えば、全国の理容師が、大雑把に言いますと、東京都であるとか、提案しているところの中は業界も含めて全員賛成していますので、東京都でこういう特定活動の新しい措置を作ることが、全国のさらに別の観点から苦しい立場にある理容師・美容師にどういった影響を与えるかという業界の判断を厚生労働省が図ろうとしているということでございます。

法務省の立場は、業所管省が賛成であれば、特定活動の類型を作ることには中立的であるということでございますので、まさに全国的な団体と東京都に限定された団体との立場の違いをどのように解消していくかということによって、引越し先の新しい資格ができるかどうかという議論を今している。こういう状況でございます。

○八代委員 ただ、ちょっと今の説明ですと危ういわけで、東京都で負けたから全国でまた再びやろうということを考えている可能性がありませんか。

○村上審議官 一言だけ補足で申し上げますと、今の美容師については、全国美容師連

合会とも調整をしていますが、まずは、特区限定でスタートしてほしいという形のベースをした議論をさせてあげますが、業界としては行く行くはというところも含めて色々考えているようで、その辺はまさに今後、諮問会議も含めて、しっかりと厚生労働省と調整をしてみたいということで、まさに御指摘の部分は現在調整中の状況でございます。

○黒田参事官 では、阿曾沼先生、よろしくお願いします。

○阿曾沼委員 少し健康・医療の案件で発言をさせていただきます。

皆様方のお話を伺っていて、37年程前、1983年、84年当時を思い出していました。その当時は、医療の変革の時代とも言われ、特定療養費制度といういわゆる合法的な混合診療の新しい制度が開始され、レセプト電算処理の議論がスタートし、電子カルテシステムや遠隔医療システムのフィージビリティスタディーが始まりました。それから37年間もたつて、その当時の課題解決ができておらず、同じような課題を話し合っています。さすがにもう37年間待ってられないと思いますので、皆様の医療改革の御提案、強力に進めていただきたいと思っています。

AIの議論もありましたが、AIは4～5年たてばどんどんコモディティー化が進んでいくと思います。一つのモジュール、部品となって、全ての医療機器、全てのシステムの中に組み込まれているということになるでしょう。そして、このAIが組み込まれた医療機器の重要なポイントは、機械学習、深層学習、強化学習によって自らどんどん進化していくという視点です。機器の進化のスピードとそれを承認・認可するスピードのギャップは今のままではどんどん開いていき、今のままでは絶対追いつかないのではないかと危惧します。ここで重要なことは、新しい技術やソフトを速やかに認可する仕組みの確立が絶対に必要だと思えます。今回の御提案はあくまでも起点として、その先を見据えた議論を進めていただきたいなと思っています。

それから、企業の方々がAI技術などを用いて、個人の行動変容を促すことは今後ますます重要だと思えます。個人の行動変容を促すのはある意味、脅しの理論であるとも言えます。検査の結果とエビデンスに基づいて医師は危機感を込めて指導し受診勧奨をしていくわけです。国民一人一人が気付きの機会をどんどんシャワーのように浴びることによって、行動変容が促進していけるとすれば、今後、医療機関だけでなく民間事業者を含めて、ロジック等の質の担保は必須ですが、御提案のように、広く受診勧奨していける環境整備は必要だと思えます。神奈川県や川崎市の御提案、徹底的に推進してほしいと思えます。

また、仙台市の方からのオンラインの服薬指導の御提案がありました。現在は残念ながら国家戦略特区ではオンライン診療に限ってオンライン服薬指導が可能となっています。本来はそう限る必要は全くないと思っています。普通の対面診療であっても、オンライン服薬指導もできなければいけないと考えています。特区で多くの地域が実施し早急に全国

展開し、シームレスなオンライン医療が可能となってほしいと思います。養父市のインフルエンザにおける新たな御提案は、遠隔の検査や診断、オンラインでの投薬の実証実験ですが、是非やっていただきたいと思います。今の新型コロナウイルス感染症が問題となっている時期、多くの前向きに推進すべきとの御指摘もいただいています。スピード感のある対応が求められています。

最後にですが、黒岩知事が特区を利用して、新型コロナウイルスの新たな検査キットを世に出されようとしています。今回御提案をされた各地域の方々も是非スピード感を持って事業推進をしていただきたいと思っております。

以上であります。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、秋山先生、よろしく願いいたします。

○秋山委員 今の阿曾沼先生の御発言にちょっと関連してということなのですが、ちょうど今日はこういう状況の中で開催された会議ということもございまして、是非特区の皆さんには、今こそこういう状況で色々市民の皆さんが生活に困らないという意味でのオンライン診療、オンライン服薬指導もそうですし、例えば、学校の問題で、オンラインで学習ができるような選択肢を子どもたちに持たせるですとか、そういった今まで特区のメニューにありながら、まだ御提案が少なかったものについて取り組んでいただける大変なチャンスではないかなと思っております。

それと併せて、今日改めて思ったのですが、こういう日にやはりこれだけの皆さんがここに集まって会議をしないといけないというのもちょっと時代の感覚からするとずれているのではないかなと思いますので、この特区のミーティングもビデオ会議などももっと積極的に活用しながら、全国の皆さんに積極的に御参加いただけるような形で取り組んでいったらどうかと思いますので、提案を申し上げたいと思います。

○黒田参事官 ありがとうございます。

では、原先生、よろしく願いいたします。

○原座長代理 今、秋山先生がおっしゃったことと全く同じことを私は言おうとしていたので、もう結構なのですけれども、特にこの状況で遠隔診療、遠隔教育、その他、社会のデジタル化を進めていく、緊急にやる必要性が高まっていると思います。

厚生労働省でも一部、服薬、お薬の処方についてはなされていますし、国全体として、政府全体として緊急に進めていくことも多いかと思いますが、もし、特区のこちらの枠組みでお手伝いできることがあれば、是非皆様から御相談いただければ緊急に対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、中川先生、よろしく願いいたします。

○中川委員 すみません。皆さんが触れていないことで、私、ちょっと地味に見えますけれども、新潟市の農業実証実験のワンストップセンターというものを非常に評価してございます。このワンストップセンターの中で規制緩和の御相談にも乗っていただけるということもありまして、まさに実証実験に絞るような形で、ここに集まっていらっしゃる皆さんは御存じのとおり、どういうニーズがあるかということと、そのニーズをどういう規制が阻んでいるのかを把握するだけではおそらくうまく規制緩和に結びつかないで、全く意味のない規制はそれほどなくて、それなりの保護法益がある中で、それをどうやって実態的に補完するのかとか、あるいはどうやってその条件付けをしていくのかという知恵を出すようなことで、おそらく実態的な規制緩和につながってくるのだと思います。

東京都などでも実態的にそういう体制を組もうとしているように聞いておりますけれども、このような形でどういう人材をこういうところに配置するのかということが、これからの実態的に規制緩和をどんどん進めるような玉出しにつながるものだと思いますので、私は大いに期待させていただきたいと思っております。

○黒田参事官 ありがとうございます。

ほか、御意見等はございますでしょうか。

ないということで、次に進めさせていただきます。

それでは、ただ今御審議いただきましたこれら7区域の計画案につきまして、本日の合同区域会議で決定したいと存じますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、区域計画について了承いただきましたので、次回の特区諮問会議にお諮りし、速やかに認定の進捗に進めてまいりたいと存じます。

それでは、最後に、北村大臣に代わって、海堀事務局長より御発言をお願いしたいと思います。

○海堀事務局長 活発な御議論、どうもありがとうございました。

知事、市長、自ら先頭に立たれて、積極的なメニューを活用していただき、感謝を申し上げます。また、民間有識者の先生方からは、大変有意義な御意見を賜ったところでございます。

本日御了解いただきました区域計画の案は、特区諮問会議のほうで速やかに認定の作業を進めていきたいと思っております。今、先生方からお話しいただいたように、今後とも引き続き、積極的な改革提案、特区メニューの活用をお願い申し上げ、簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、時間になりましたので、合同区域会議は終了したいと思います。
次回の日程につきましては、事務局より後日、御連絡をいたしたいと思います。
本日はどうもありがとうございました。